

仕 様 書

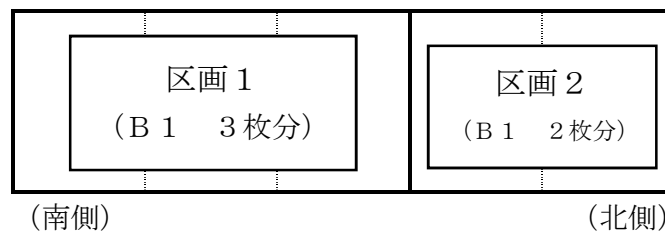
1 広告を掲出することができる位置及び面積

別添「パスポートセンター 広告掲示箇所」のとおり。

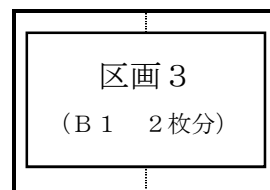
壁面、柱、パンフレットスタンドのいずれについても複数の区画を一括で応募することもできるが、1区画ずつ別々に応募することもできる。

広告を掲出したい区画の希望については、見積書で明示すること。

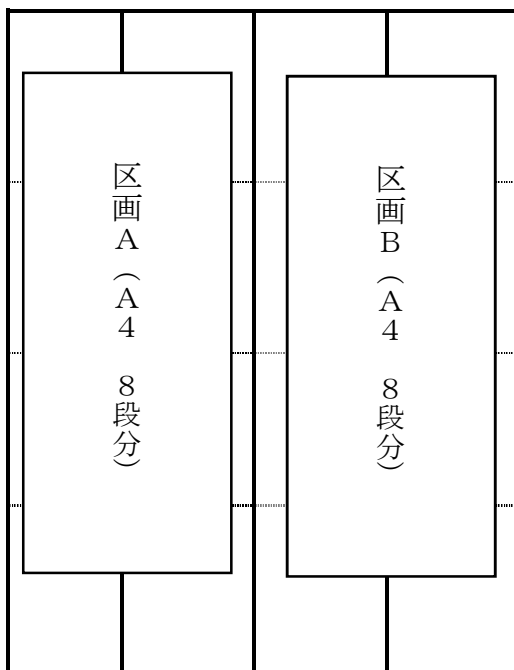
壁面



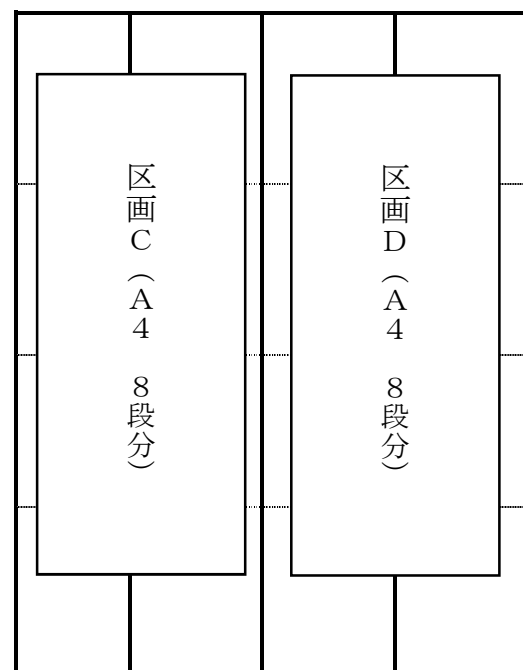
柱



パンフレットスタンド① (南側)



パンフレットスタンド② (東側)



2 広告の規格

(1) 壁面、柱への広告（ポスター等）

区画内に限る。

ただし、壁面広告について、区画1、2の両方を契約する場合には、当該部分を一体的に利用することにより両区画の範囲を超えないサイズで、上記それぞれのサイズ以上の広告を掲出することができる。

広告の材質は、掲出に耐えうる重量の紙に限るものとし、立体造形（一部が立体造形であるものも含む）は不可とする。

(2) パンフレットスタンドへの広告（パンフレット等）

A4サイズ以内。

3 広告の数量

壁面、柱は使用許可に係る範囲内、パンフレットスタンドはその収容能力の範囲内において、特に制限しない。

4 特記事項

- ・壁面、柱への広告は、安全が確保される状態で壁面に固定すること。
- ・電気を使用して広告効果を高めることはできない。
- ・パンフレットスタンドへのパンフレット補充等、広告の維持管理は広告を掲出する事業者が行うものとする。